

第7次山形市農業振興基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

第7次山形市農業振興基本計画策定業務（以下「本業務」という。）について、企画提案を求め、各提案事業者の提案内容を総合的に評価し、最も適した事業者を選考するため、公募型プロポーザルを実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務目的

本業務は、本市が平成29年6月に策定した「第6次山形市農業振興基本計画」が令和8年度に最終年度となることから、本市の農業振興に関する10年先の将来像、方向性、目標、施策等を明らかにし、新たに「第7次山形市農業振興基本計画」（計画期間令和9年度から令和18年度）を策定することを目的とする。

3 業務の概要

（1）業務名

第7次山形市農業振興基本計画策定業務

（2）業務内容

別紙「第7次山形市農業振興基本計画策定業務委託仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、優先交渉権者として選考された事業者の企画提案内容に応じて、その内容を変更する場合がある。

（3）履行期間

契約締結の日から令和9年2月28日までとする。

（4）提案上限額

上限金額は、14,145千円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

※令和7年度7,092千円、令和8年度債務負担行為設定7,053千円

4 参加資格要件

本業務の公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす単体企業とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による清算の開始がなされた者でないこと。
- （3）破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- （5）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立

てがなされた者でないこと。

- (6) 山形市暴力団排除条例（平成 23 年山形市条例第 25 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (8) 税の滞納がないこと。
- (9) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び山形市情報セキュリティポリシーについては、制定の趣旨を尊重し遵守すること。
- (10) 直近 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）において、他の地方公共団体の農業振興基本計画策定業務等を受託し、当該業務を完了した実績を 1 件以上有すること。
- (11) 山形市契約規則（昭和 39 年山形市規則第 18 号）第 25 条第 2 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては、本市の指名停止期間中でないこと。現在、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者であっても当該プロポーザルに参加することができるが、契約の相手方となる者は本業務に係る契約を締結するまでの間に競争入札参加資格者名簿に登載されること。

5 スケジュール

内容	期日
公募開始及び資料等の公開	令和 7 年 5 月 20 日（火）
募集期間	令和 7 年 5 月 20 日（火）～ 6 月 12 日（木）
質問受付期間	令和 7 年 5 月 20 日（火）～ 5 月 30 日（金）
質問に対する回答（公開）	令和 7 年 6 月 6 日（金）
参加申込受付期限	令和 7 年 6 月 12 日（木）
参加要件適格通知	令和 7 年 6 月 16 日（月）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 6 月 24 日（火）
審査（書類審査、結果通知） ※書類審査を実施した場合	令和 7 年 6 月 30 日（月）
審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 7 月 8 日（火）
優先交渉権者の決定・通知	令和 7 年 7 月 10 日（木）
契約締結	令和 7 年 7 月中旬

6 実施要領及び仕様書に関する質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり質問すること。ただし評価基準及び他の参加者に関する質問、その他審査に支障を来す質問は受け付けない。

なお、質問回答書をもって、実施要領の補完、追加、修正及び解釈に関する補足等とする。

(1) 受付期間

公募開始の日から令和 7 年 5 月 30 日（金）正午まで。

(2) 質問方法

質問書【様式第6号】

質問書を添付して電子メール（件名を「【プロポ質問】第7次山形市農業振興基本計画策定業務」とする。）により、次のメールアドレスあて提出すること。メール送信後は、事務局に受信の確認をすること。

メールアドレス nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

(3) 回答方法

令和7年6月6日（金）に山形市公式ホームページに掲載する。

7 参加申込及び参加要件適格確認

(1) 申込期限

令和7年6月12日（木）午後5時まで。（持参、郵送ともに必着）

なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで。

(2) 申込方法

郵送又は持参

(3) 提出書類

① 参加申込書 【様式第1号】

② 会社概要書 【様式第2号】

③ 誓約書 【様式第3号】

④ 秘密保持誓約書 【様式第4号】

⑤ その他書類

・直近3ヶ月以内に発行された、法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書並びに山形市に本社・支社がある者は法人市民税及び固定資産税に未納がないことの証明書

(4) 提出部数

正本1部

(5) 提出先

事務局（実施要領16 提出先・問合せ先）

(6) 参加要件適格確認

上記7（3）で提出された書類をもとに審査を行い、令和7年6月16日までに参加申込者に対し、書面又は電子メールにより参加要件の適格又は不適格の通知を行う。なお、参加要件を満たさず不適格となった場合は、本プロポーザルへの参加は認められない。

8 企画提案書等の提出

参加要件適格の通知を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。なお、企画提案書は「企画提案書作成要領」を参照のこと。

- (1) 提出期限
令和7年6月24日（火）午後5時まで。（持参、郵送ともに必着）
なお、持参の場合は、平日の午前9時から午後5時まで。
- (2) 提出方法
郵送又は持参
- (3) 提出書類
 - ① 企画提案書 企画提案書作成要領内の様式及び任意様式
 - ② 経費見積書 【様式第5号】
- (4) 提出部数
10部（正本1部、副本9部）
- (5) 提出先
事務局（実施要領16 提出先・問合せ先）

9 選考方法

本業務の受託者選考に当たっては、第7次山形市農業振興基本計画策定業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において「別表 評価基準」により審査を行う。なお、各審査委員の配点合計の6割を最低基準点とする。

- (1) 書類審査
6者以上から企画提案書の提出があった場合は、書類審査を実施する。得点の高かった5者までをプレゼンテーション審査の対象とする。
- (2) プレゼンテーション審査
 - ① 実施日
令和7年7月8日（火）午後1時30分から
 - ② 場所
山形市役所 庁舎内 会議室（※参加申込者に後日通知する。）
 - ③ 審査手順
 - ア プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出順とする。
 - イ 設定時間については、1事業者につきプレゼンテーション20分以内、質疑応答10分とする。
 - ウ 説明のための出席者は3名以内とする。
 - ④ 契約交渉順位
 - ア 各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上かつ最も高い1者を、契約交渉順位第1位の候補者（以下、「第1位の候補者」という。）として選定し、採点基準点以上かつ2番目に合計得点が高かった者を契約交渉順位第2位の候補者（以下、「第2位の候補者」という。）として選定する。合計得点の最も高い者が2者以上いるときは、提案内容の評価点が高い者を上位とする。
 - イ 企画提案をする者が1者のみの場合であっても審査を実施するが、その場合、各審査委員の評価点の合計得点が最低基準点以上となった場合に限り、契

約交渉権者として選定する。

⑤ 留意事項

ア プロジェクター等の機器は使用せず、印刷された提案書に沿って口頭で説明すること。

イ 審査の経緯・内容に関する問い合わせは、一切受け付けない。

ウ プレゼンテーションの際、追加資料の提出は、一切認めない。ただし、誤字等の修正及び山形市が必要と認めるときは、この限りではない。

エ プレゼンテーションは非公開とする。

(3) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文章及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（第1優先交渉権者については、その名称まで）を山形市ホームページに掲載する。

なお、電話や手紙等による審査結果に関する問い合わせには応じない。また、審査結果について異議を申し立てることは出来ない。

10 参加申込者の失格

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格要件」を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 期間内に提出書類が提出されなかったもの
- (4) 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続を通じて著しく信義に反する行為があり、委員会が失格と認めた場合
- (5) 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
- (6) 見積金額に消費税及び地方消費税を加えた金額が14,145千円を超えるもの

11 参加申込等に要する経費

参加申込及び企画提案等、応募に関わる全ての経費は、参加申込者の負担とする。

12 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと本市が判断したときは、中止する場合がある。その場合において、参加申込者は、応募に関わる全ての経費を山形市に請求できない。

13 辞退

参加申込み後に辞退する場合には、参加辞退届【様式第7号】を提出すること。

14 留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとする。

- (2) 提出された関係書類等は、理由の如何を問わず返却しない。
- (3) 提出された書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法又は維持管理手法等を用いた結果生じた事象に関する責任は、すべて参加者が負うものとする。
- (4) 書類の提出に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。また、造語及び略語は、専門用語又は一般用語を用いて初めて出た場所に定義を記述すること。
- (5) 複数の企画提案書の提出はできない。
- (6) 山形市は、提出された関係書類等の秘密保持には十分配慮する。
- (7) 山形市は、提出された企画提案書等は当該審査以外に無断で使用しない。ただし、提出された書類について、山形市情報公開条例（平成 9 年山形市条例第 39 条）第 6 条の規定による公開請求があった場合、原則として公開の対象となる。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位、その利益を害すると認められる情報を除く。なお、審査委員会による優先交渉権者選考前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の公開となる。

15 契約に関する基本事項

(1) 契約交渉

第 1 優先交渉権者は、本市と仕様及び価格等協議の上、市の決定を受けることにより受託者となる。ただし、第 1 優先交渉権者と協議が整わない場合、第 2 優先交渉権者と協議を行うこととする。

(2) 委託料の支払方法

2 回払いとし、年度ごとの業務完了後に、検査を経て、委託料を受託者に支払うこととする。

(3) 契約保証金

契約の締結に際し、契約保証金の納付を要する。ただし、山形市契約規則第 8 条に該当する場合を除く。

16 提出先・問合せ先

事務局 山形市農林部農政課 農政企画係

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目 3 番 2 5 号

T E L : 023-641-1212 内線 437

F A X : 023-641-1865

e-mail : nousei@city.yamagata-yamagata.lg.jp

別 表

優先交渉権者選考審査基準

審査項目		審査の観点	配点
組織 評価	業務実績	業務を遂行する能力や類似業務の実績があるか。	10
	業務体制	事業実施責任者が明確化され、適切な人員配置が行われているか。 受託者の役割が明確で、山形市からの要請や協議に対して柔軟に対応できる体制・人員が整えられているか。 過去5年以内において同類の業務実績を有する人員が配置されているか。	10
提案 内容 評価	業務の理解度	本業務の内容を十分理解し、国・県の情勢、他市町村の事例、関係法令・山形市発展計画等の計画等の内容を踏まえた提案となっているか。	10
	具体性	山形市の農業の実情に即した課題設定や項目出し、目標設定等がなされているか。 各種調査結果等を活用したEBPMを取り入れる提案がなされているか。 農福連携や農商工連携、農観連携や農業DX化等、農業振興に資する具体的な提案がなされているか。	35
	独自提案	これまでの実績や経験を踏まえ、仕様書に示したもの以外の有効な追加提案がなされているか。	15
	スケジュール	効率的かつ効果的に業務を推進することが可能なスケジュールとなっているか。	5
見積額		見積金額に対して事業規模や企画提案など、提案内容は妥当であるか	10
説明能力		プレゼンテーションで本業務に有益であるノウハウを示しているか。また、質疑応答での確かな回答を示しているか。	5
合 計			100